

定住促進家賃補助事業

事業の内容	町内の民間賃貸住宅（アパート、借家など）に居住する方の家賃の一部を補助します。
--------------	---

補助対象者	
1. 申請日時点で本人及び同居人全員が40歳未満の方	
2. 高校生以下の子と同居し、扶養している方	
1. 2のどちらかに該当する方で、かつ以下のいずれにも該当すること	
民間賃貸住宅の所在地に住所登録し、居住している方	
民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結している方	
町税等の滞納がない方（世帯全員）	
公務員でない方（住宅手当の対象とならない方を除く）	
生活保護を受けていない方	
暴力団等との関係がない方（世帯全員）	
過去にこの補助金の交付を受けていない方（同居人を含む）	
国、北海道又はその他団体から家賃に係る補助金等の交付を受けていない方	

補助対象となる民間賃貸住宅	
町内に所在する建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結した、自己の居住の用に供する住宅。（アパート、借家など） ただし、次の住宅は補助対象になりませんのでご確認ください。	
公営住宅等の公的賃貸住宅（町営住宅など）	
社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅	
3親等内の親族が所有する住宅	
住宅の間借り	
他の者と家賃を按分し居住する住宅（シェアハウス）	
その他、町長が不適切と認めた住宅	

補助対象経費	
賃貸借契約に定められた毎月の家賃（令和4年4月1日以降のもの） ※敷金、礼金、管理費、共益費、駐車場使用料等、直接の家賃とは認められない費用を除く。	

補助金の額

家賃月額から住宅手当を除いた額の 1/2 以内の額（毎月の上限 1 万 5 千円）

補助金の交付対象期間

補助金を申請した日の属する月の翌月から連続した 36 月（3 年間）まで
※36 月を経過するまでの間で以下のいずれかに該当する場合は、そのときに属する月までとなります。

住宅に住んでいるどなたかが 40 歳に達したとき（高校以下の子がいない世帯）

お子さんが全員高校を卒業したとき（ご両親が 40 歳以上の場合）

お子さんと同居又は扶養しなくなったとき（ご両親が 40 歳以上の場合）

補助対象となる民間賃貸住宅から公営住宅などに引っ越したとき

※続けて他の補助対象となる住宅へ引っ越した場合は、引き続き居住しているものと見なします。

町外へ転出したとき

補助金の申請

民間賃貸住宅に居住したとき（既に居住している方を含む）に、町に申請書を提出してください。

※補助金は申請日の属する月から交付します。さかのぼっての交付はできませんのでご注意ください。

補助金の請求

補助金の請求は、当該年度の 9 月と 3 月の 2 回請求することができます。

※請求した月までに支払った家賃に係る補助金を交付します。

事業の期間

令和 4 年度から令和 8 年度まで

担当窓口

まちづくり未来課 まちづくりグループ
TEL01392-2-3131 Fax01392-2-3622